

第182回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

第182期

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

会社の新株予約権等に関する事項
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
会社の支配に関する基本方針
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

北越コーポレーション株式会社

上記の事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネットの当社ホームページ (<http://www.hokuetsucorp.com>) に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において、当社が会社法に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、職務遂行の対価として発行した新株予約権の内容の概要

	新株予約権の割当日	新株予約権の個数	目的となる株式の種類及び数	払込金額 (新株予約権1個当たり)	行使価額 (行使1株当たり)	行使期間
2017年新株予約権	2017年7月14日	71個 (新株予約権1個につき500株)	普通株式 35,500株	371,500円	1円	2017年7月15日から2032年7月14日まで
2018年新株予約権	2018年7月13日	130個 (新株予約権1個につき500株)	普通株式 65,000株	252,500円	1円	2018年7月14日から2033年7月13日まで
2019年新株予約権	2019年7月12日	137個 (新株予約権1個につき500株)	普通株式 68,500株	244,000円	1円	2019年7月13日から2034年7月12日まで

(2) 当事業年度の末日において当社役員が保有している当社の新株予約権等の状況

	新株予約権の個数	目的となる株式の種類及び数	取締役の保有人数
2017年新株予約権	35個	普通株式 17,500株	3名
2018年新株予約権	86個	普通株式 43,000株	5名
2019年新株予約権	137個	普通株式 68,500株	9名

(3) 当事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、2020年5月15日開催の取締役会において会社法第362条及び会社法施行規則第100条に基づく業務の適正を確保するための体制の一部改定を決議いたしました。改定後の内容は以下のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保するための体制

①当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は「グループ企業理念」及び「グループ行動規範」を制定し、当社及び当社子会社の役員・使用人に法令・定款の遵守は勿論のこと、社内規程の遵守を徹底することにより、内部統制の強化・充実に努め、法令違反行為及び定款違反行為を実効的に防止するとともに、社会の構成員としての企業人・社会人に当然求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することを要請しております。

法令遵守を組織的に担保するため「グループ・コンプライアンス規程」に基づき、社長直轄の組織としてチーフ・コンプライアンス・オフィサーを設置し、コンプライアンス・オフィサー会議の中でコンプライアンス方針、制度、諸施策の立案・検討を行うとともに、部門コンプライアンス・オフィサーを通じて全社レベルでの実施、徹底を図っております。また、当社は、当社及び当社子会社の全ての使用人が、コンプライアンス上疑義ある事項について、相談する社内・社外窓口として「コンプライアンス・ホットライン」を設置し、かつ、通報者が通報、連絡、相談したことを理由として、通報者に対し解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行わないことを定めております。また、「グループ行動規範」に反社会的勢力等と断固として対決し、一切の関係を遮断することを定め、当社及び当社子会社の全ての役員及び使用人に周知徹底を図るとともに、総務部を担当部署として、外部専門機関と連携し情報の収集、交換、管理を行うなど、組織的な対応体制を整備しております。

当社及び当社子会社の取締役会は、法令・定款・取締役会規則に基づき、各取締役の業務執行を監督いたします。また、監査役の意見、顧問弁護士等の外部専門家の助言を得て、適正な業務の意思決定及び執行を行っております。

グループ統制管理室は、「内部監査規程」に基づき、当社及び当社子会社の業務全般に関し、法令・定款及び社内規程の遵守状況、業務執行の手続及び内容の妥当性等につき内部監査を実施いたします。内部監査において指摘・提言した事項の改善状況についても、フォローアップ監査を行います。グループ統制管理室は、これらの監査状況を、取締役会に報告し、適宜監査役会に報告いたします。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

総務部担当役員は「文書管理規程」を適宜見直し、適正な管理体制を構築するとともに、必要に応じて取締役、監査役及び会計監査人等が、随時閲覧・謄写可能な状態に保存・管理しております。

③当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社子会社全体に及ぶリスク管理に関しては、社長直轄の組織としてチーフ・リスクマネジメント・オフィサーを設置し、リスクマネジメント・オフィサー会議の中で当社及び当社子会社の経営リスクを回避又は最小化するためのリスクマネジメントを推進しております。また、半期に1回開催される連結経営内部統制会議で、当社子会社の内部管理体制を点検しております。

グループ統制管理室は、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施するとともに、内部監査対象部署の長は、内部監査で指摘・提言された残存リスク事項に対する改善状況についての責任を負っております。また当該部署の長の交代に際しては、新任者はグループ統制管理室から当該部署の監査結果に関する説明を受け、残存リスク事項に対する管理状況について、自ら検証を行っております。

特定の危機・リスクの発生に対し、当社及び当社子会社の事業継続を図るため、BCP（事業継続計画）を策定し、有事における人命と事業資産の保護、迅速な業務回復、利害関係者への影響の最小化、及び平時における取引先との信用確立を図っております。

④当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社取締役会の決定に基づく業務執行については、「職制規程」において各業務執行取締役及び重要な使用人の職務権限を定めており、適正かつ効率的な業務の執行がなされるような体制を維持しております。

職務執行の状況については、監査役も出席し毎月開催される定例取締役会、業務推進会議の他に、業務執行取締役に加えて重要な使用人も出席する経営執行会議を必要に応じて開催し、会社全体の職務執行の適正性、効率性を検証し、必要の都度是正措置を取っております。

当社は、主要な当社子会社に対し、取締役又は監査役を派遣し、当該取締役は、取締役会への出席により職務執行を監督し、当該監査役は取締役会へ出席し取締役の職務執行を監査することにより、グループ経営の適正かつ効率的な運営を行っております。

⑤当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「グループ企業理念」及び「グループ行動規範」は、当社及び当社子会社全ての役員及び使用人に法令遵守を要請しております。子会社役員は当該会社の使用人に対して、その徹底を図っております。

半期に1回開催される連結経営内部統制会議において、当社連結子会社各社の重要事項について検討する体制となっております。また、子会社業務のうち、重要な事項については、「関係会社管理規程」に基づき当社担当部門から当社取締役及び監査役に報告され、その都度モニタリングを行っております。

当社担当部門は「関係会社管理規程」に基づき、子会社各社との密接な連絡を取っております。

当社は、信頼性のある財務報告の開示を通じ、株主をはじめとする総てのステーク・ホルダーに適正な財務情報を提供して行くことが、企業としての責任であると認識しております。この目的を達成するため、内部統制システムの継続的な改善・強化を図り、「財務報告の基本方針」に基づき、会計処理に係わる法令・会計基準を遵守しております。

⑥当子会社の取締役及び業務を執行する社員における職務の執行に係る報告体制

当社は、「関係会社管理規程」において、当子会社に経営状況（業績・予算等）をはじめ、重要事項等について報告をもとめ、必要に応じ連結経営内部統制会議で報告を義務づけております。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

当社は、監査役直属の組織として監査役室を設置し、監査役会及び監査役の職務を補助する使用人を置いております。当該使用人は、会社業務や法令に一定の知見を有するものとし、監査役の意見を参考として人選しております。

当該使用人は、取締役をはじめ組織上の上長等の指揮・命令は受けけないものとします。また、当該使用人の異動・人事考課等については、監査役会の同意を得たうえで決定いたします。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、並びに監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、業務推進会議その他の重要な会議に出席し、経営上の重要事項について、適宜報告を受けられる体制としております。また、重要な会議の議事録は監査役に配付し、社長決定書等の重要な稟議決定書については監査役に回覧し、必要な監査を受けることとしております。

業務執行取締役及び使用人は、会社の業績や信用に大きな影響を及ぼす事項が発生し、あるいは発生するおそれがあるときは、速やかに監査役に報告することとしております。

監査役は、監査役・グループ統制管理室合同ミーティングを毎月開催し、グループ統制管理室と密接に連携を図っております。

⑨当子会社の役員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当子会社の役員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社及び当子会社の業績や信用に大きな影響を及ぼす事項が発生し、あるいは発生するおそれがあるときは、当社監査役に報告いたします。

当社及び当子会社は、「グループ・コンプライアンス規程」に基づき通報者が通報、連絡、相談したことを理由として、通報者に対し解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行わないものとしております。

⑩監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

取締役は、監査役又は監査役会が弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求めるとき、又は調査、鑑定その他の事務を委託するときなど、監査の実施のために所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役職務の執行に必要でないと思認められる場合を除き、これを拒むことができないこととなっております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①コンプライアンスに対する取組み状況

当社では、2018年の社名変更以降「グループ企業理念」及び「グループ行動規範」を制定し、グループ全体のコンプライアンス体制の強化に取り組んでまいりました。当社及び国内グループ会社に対しては、「独占禁止法の遵守」、「ハラスメントの撲滅」及び「労働災害防止に向けた法令の遵守」をテーマにコンプライアンス研修を実施、海外グループ会社に対しては、海外グループ・ガバナンス会議を開催し、グループ全従業員のコンプライアンス意識の向上を図りました。

また、当社は、優れた内部通報制度を整備・運用する企業を高く評価するために消費者庁が導入した「内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）」の自己適合宣言登録事業者に、紙・パルプメーカーとして初めて登録されました。昨年は、海外グループ会社からも内部通報が複数報告されるなど、有効に機能しております。

②取締役の職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組み状況

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役11名で構成し、社外監査役2名を含む監査役4名も出席しております。取締役会は全15回開催し、各議案についての審議、職務執行の状況等の監督を行うなど、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。また、取締役会は職務執行の機動性を高め、かつ経営の活力を増大させるため、重要事項以外の業務執行の意思決定を経営陣に委任するとともに、その業務執行の状況を監督しております。

さらに、任意の指名・報酬委員会を設置し取締役の選任及び解任に関する事項や取締役の報酬制度及び報酬に関する事項等について審議を行い取締役会に上程するなど、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

③損失の危険の管理に対する取組み状況

当社グループでは、半期に1回、連結経営・ガバナンス会議（現：連結経営内部統制会議）を開催し、グループ会社のコーポレート・ガバナンスにおける取組み状況、業績及び経営計画の進捗状況、リスク管理体制の確認及び重要な業務執行の状況等について経営管理体制を点検してまいりました。

また、当社グループでは、大規模自然災害等をはじめとしたリスクに備え、災害発生時の初動訓練を定期的に実施するとともに、BCP（事業継続計画）を策定し、大規模地震が発生した場合の事業継続体制の手順等を定めております。

新型コロナウイルス感染症については、2018年に制定した「新型インフルエンザ等感染症に対するBCP（事業継続計画）」を踏まえ、中国の江門星輝造紙有限公司及び東拓（上海）電材有限公司をはじめとしたグループ全体で情報の共有化を図るとともに、時差出勤やテレワークなど新型コロナウイルスへの感染拡大防止策を実行しております。

④当社グループにおける業務の適正の確保に対する取組み状況

当社グループでは、内部管理の主要ポイントを定めたマネジメントブック（国内・海外）を制定するとともに、定期的にMANAGEMENTBOOK Newsletterを発行し、グループ会社による自発的な自己点検を実施し、グループ経営管理体制の強化を図ってまいりました。あわせて、監査部門が活用できるチェックリストを作成し、監査・被監査部門が相互に補完し合うことで当社グループにおける業務の適正を確保しております。

グループ統制管理室は、「内部監査規程」に基づき、年間計画を策定し、当社グループにおける内部監査を実施するとともに、指摘・提言した事項の改善状況についてもフォローアップ監査を実施いたしました。また、当社監査役とは毎月合同会議を開催し監査情報等の共有に努めております。更に、半年毎に当社監査役会主催によるグループ監査役連絡会に参加して当社グループの監査情報の情報収集を行うことにより、当社グループにおける業務の適正を確保する体制の整備・強化を進めてまいりました。

⑤監査役監査の実効性の確保に対する取組み状況

当社監査役会は、社外監査役2名を含む4名で構成しております。監査役会は全14回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。また、取締役会に出席し、各取締役の職務執行を監査し、株主に対する受託者責任を踏まえた適切な意見を述べております。

監査役は、主要な稟議書の回付を受け、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、業務推進会議及び連結経営・ガバナンス会議（現：連結経営内部統制会議）等の重要会議に出席し、経営上の重要事項について適宜報告を受け、必要な場合は意見を述べております。

会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の基本方針の内容の概要

当社は、先進の技術と従業員の強固な信頼関係をベースとして、環境負荷を低減した紙素材の提供を通して、顧客・株主・取引先・地域社会等に貢献できる会社となり、同時に企業価値の長期安定的な向上を図ることを、経営の最重要課題と認識しております。従いまして、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならないと考えております。

当社は、株式の大量買付であっても、当社自身の企業価値を増大させ、株主共同の利益を向上させるものであれば、これを一概に否定するものではありません。会社の支配権の移転については、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと認識しております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て却って企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するもの、株主に株式売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なからず見受けられます。

当社の属する製紙産業は、設備の投資から回収まで長期間を要するものであり、中長期的視点での経営判断が必要とされます。当社は適宜・適切な設備投資を実施し、国際競争力を確保して参りましたが、こうした努力が当社の株式の大量買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられなくてはなりません。また、当社の競争力の源泉は設備の比較優位性だけでなく、需要家の皆様から当社製品の品質と短期間での納品をはじめとしたお客様の要請に応えるきめ細かなサービスに対して、多くの御支持を頂いていることにあります。さらに、当社グループ従業員の一体感を持った、高いモチベーションや、当社とその事業がなされる地域社会との関係も重要と考えられます。これらが当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上にとって不可欠であると考えております。

当社としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、このような当社の企業価値の源泉を十分に理解したうえで、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

(2) 基本方針実現に資する特別な取組みの概要

当社グループは、1907年の創業以来、一貫して紙素材を社会に提供することにより、社会経済の発展と生活文化の向上に努めております。また、国際的な競争力を有し、持続的な成長を可能とすることにより企業価値の長期安定的な向上を図ることを、経営の最重要課題と捉えております。そのため、いかなる事業環境下においても持続的な成長を目指し、更に企業価値を向上させるため、2020年4月より2030年を目標とする長期経営ビジョン「Vision 2030」及び「中期経営計画 2023」をスタートさせました。(第182期報告書5頁「対処すべき課題」をご参照ください。) ここで掲げた連結経営指標、基本方針を実現することにより、企業価値、ひいては株主共同の利益の向上に努めてまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、2019年5月17日開催の取締役会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」という。）の更新を決議し、同年6月26日開催の第181回定時株主総会において、本プランは株主の皆様のご承認をいただき、更新されました。

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株式の20%以上の買付等が行われる場合に、買付者等に対し、事前に意向表明書の提出や当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、株主に対して当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めるものです。

買付者等が、本プランに定める手続に従うことなく買付等を行う場合や、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合など、買付等が本プランに定められた客観的な発動要件に該当し、対抗措置を発動することが相当であると認められる場合は、当社は、会社法その他の法律及び当社定款が当社取締役会の権限として認める措置（以下「対抗措置」という。）をとり、当該買付等に対抗することがあります。当社取締役会は、具体的にいかなる対抗措置を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとしますが、現時点における具体的な対抗措置としては、新株予約権の無償割当てを行うことを予定しており、その場合には、当該買付者等による権利行使は認められないなどの差別的行使条件及び当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得するなどの差別的取得条項が付された新株予約権を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。

なお、対抗措置の発動、不発動または中止等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主に対して適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

本プランの有効期間は、2022年3月期に係る定時株主総会の終結時までとし、本プランの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを変更または廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従いその時点で変更または廃止されます。また、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されます。

本プランの導入（更新）時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利に直接具体的な影響が生じることはありません。他方、対抗措置が発動され、新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆様が新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みを行わないと、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。ただし、当社は、買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社に係る取得の手続を取った場合、買付者等以外の株主の皆様は、新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

(4) 上記の取組みに対する取締役会の判断及びその理由

本プランは、当社株式に対する買付等が行われた場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。従いまして、本プランは、当社の基本方針に沿うものであって、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）も完全に充足しています。

また、本プランは、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっております。

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しております。独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役もしくは社外監査役または社外の有識者のいずれかに該当する委員3名以上により構成されます。また、独立委員会の判断の概要については株主の皆様情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。本プランの発動については、予め定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

このように、本プランは高度の合理性を有しており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年4月1日残高	42,020	45,348	105,599	△9,933	183,034
会計方針の変更による累積的影響額			△248		△248
会計方針の変更を反映した当期末首残高	42,020	45,348	105,351	△9,933	182,786
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,268		△2,268
親会社株主に帰属する当期純利益			8,072		8,072
自己株式の処分		△0		56	56
自己株式の取得				△10,097	△10,097
自己株式の消却		△6	△10,275	10,281	—
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減				△16	△16
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△7	△4,471	224	△4,253
2020年3月31日残高	42,020	45,341	100,879	△9,708	178,533

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計
2019年4月1日残高	8,876	△1	△388	583	9,070
会計方針の変更による累積的 影響額					
会計方針の変更を反映した当期 首残高	8,876	△1	△388	583	9,070
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					
親会社株主に帰属する当期純 利益					
自己株式の処分					
自己株式の取得					
自己株式の消却					
持分法適用会社に対する持分 変動に伴う自己株式の増減					
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額（純額）	△6,716	23	725	△1,451	△7,419
連結会計年度中の変動額合計	△6,716	23	725	△1,451	△7,419
2020年3月31日残高	2,159	21	337	△868	1,650

(単位：百万円)

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
2019年4月1日残高	104	651	192,861
会計方針の変更による累積的影響額			△248
会計方針の変更を反映した当期末残高	104	651	192,613
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△2,268
親会社株主に帰属する当期純利益			8,072
自己株式の処分			56
自己株式の取得			△10,097
自己株式の消却			—
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減			△16
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△23	△54	△7,498
連結会計年度中の変動額合計	△23	△54	△11,751
2020年3月31日残高	81	596	180,861

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 20社

主要な連結子会社の名称

北越紙販売(株)、Alberta-Pacific Forest Industries Inc.、江門星輝造紙有限公司、
Bernard Dumas S.A.S.、北越東洋ファイバー(株)、北越パッケージ(株)、
(株)北越エンジニアリング、北越物流(株)、北越パレット(株)

(2) 主要な非連結子会社の名称

大王商工(株)、Freewheel Trade and Invest 7 Pty Ltd.、HOKUETSU CORPORATION USA

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）
及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないた
めであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 4社

主要な会社の名称

大王製紙(株)、(株)ニッカン

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社の名称

大王商工(株)、Freewheel Trade and Invest 7 Pty Ltd.、HOKUETSU CORPORATION USA

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益及び利益剰余金（いずれも持分
に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であるため、持分法を適用しておりません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
Alberta-Pacific Forest Industries Inc.	12月末日
星輝投資控股有限公司	12月末日
江門星輝造紙有限公司	12月末日
Bernard Dumas S.A.S.	12月末日
東拓（上海）電材有限公司	12月末日

連結計算書類の作成にあたっては、連結子会社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- ・商品及び製品、原材料及び貯蔵品……………主として月別総平均法
（但し、木材を除く）
- ・仕掛品……………主として先入先出法
- ・木材……………主として個別法

② 有価証券

- ・その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

③ デリバティブ取引……………時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産及び使用権資産を除く）

- ・建物、構築物、機械及び装置

主として定額法

- ・その他の有形固定資産

主として定率法

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

④ 使用権資産

リース期間または資産の耐用年数のいずれか短い年数に基づく定額法によっております。

なお、IFRSに基づき財務諸表を作成している在外連結子会社については、Ⅱ. 会計方針の変更に関する注記に記載のとおり、当連結会計年度よりIFRS第16号「リース」を適用しております。IFRS第16号により、リースの借手については、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与支給に充てるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき、当連結会計年度に見合う分を計上しております。

④ 環境対策引当金

当社カナダ子会社における融雪剤使用に伴う土壌処理支出及び「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によるPCB廃棄物の処理支出等に備えるため、処理見積額を計上しております。

⑤ 災害損失引当金

災害により被災した資産の復旧等に要する支出に備えるため、その発生見込額を計上しております。

⑥ 植林引当金

当社カナダ子会社が州政府との契約に基づきパルプ原料用原木調達を目的として森林伐採するにあたり、責務として発生する植林（針葉樹）費用の見込額を計上しております。

⑦ 事業構造改善引当金

事業構造改善のための生産体制見直しの実施に伴い発生する費用及び損失に備えるため、その発生見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 重要なヘッジ会計の方法

(a) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジによっております。

ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。また、一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たす金利通貨スワップについては、一体処理を採用しております。

(b) ヘッジ手段とヘッジ対象

・ヘッジ手段

デリバティブ取引（為替予約取引、金利スワップ取引及び金利通貨スワップ取引）

・ヘッジ対象

相場変動等による損失の可能性がある輸入取引、資金調達に伴う金利取引及び金利通貨取引

(c) ヘッジ方針

当社グループの行うデリバティブ取引は、原則実需の範囲内で支払額を確定すること及び金利変動による損失可能性を減殺することを目的としております。

(d) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の変動率が概ね80%から125%の範囲にあることを検証しております。ただし、ヘッジ手段の内容とヘッジ対象の重要な内容が同一である場合には、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動をヘッジ手段が完全に相殺するものと考えられるため、有効性の判定を省略しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

③ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却は、僅少なものを除き、発生日以後20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。

II. 会計方針の変更に関する注記

IFRS第16号「リース」の適用

IFRSを適用している在外連結子会社は、当連結会計年度より、IFRS第16号「リース」を適用しております。これにより、リースの借手は、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上することとしました。IFRS第16号の適用については、経過的な取扱いに従っており、会計方針の変更による累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に計上しております。

この結果、当連結会計年度における連結貸借対照表は、固定資産の「使用权資産」が2,317百万円、流動負債の「リース債務」が227百万円及び固定負債の「リース債務」が1,614百万円それぞれ増加し、流動資産の「その他」が111百万円、固定資産の「リース資産」が126百万円、投資その他の資産の「その他」が591百万円、固定負債の「繰延税金負債」が0百万円及び固定負債の「その他」が4百万円それぞれ減少しております。

当連結会計年度の連結損益計算書及び1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の当期首残高が248百万円減少しております。

III. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 419,660百万円

2. 保証債務

連結子会社以外の会社等の金融機関等からの借入金の債務保証を行っております。

被保証者	保証金額
富士製紙協同組合	6百万円

3. 電子記録債権譲渡高 34百万円

4. 2015年3月期に発覚の不正行為に関連して発生したものが、以下のとおり含まれております。

固定資産

投資その他の資産

その他

長期未収入金

2,359百万円

貸倒引当金

△2,359百万円

IV. 連結損益計算書に関する注記

期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、前連結会計年度末の収益性の低下に伴う簿価切下げ額の戻し入れ額861百万円と、当連結会計年度末における簿価切下げ額593百万円が売上原価に含まれております。

V. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	209,263	—	21,210	188,053

(変動事由の概要)

減少株式数は、21,210千株の当社自己保有株式を消却したことによるものです。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,137百万円	6.00円	2019年3月31日	2019年6月27日
2019年11月13日 取締役会	普通株式	1,137百万円	6.00円	2019年9月30日	2019年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの次のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,010百万円	6.00円	2020年 3月31日	2020年6月29日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 171,500株

Ⅵ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、投資計画に照らして必要資金を銀行借入や社債発行にて調達しております。短期的な運転資金は銀行借入やコマーシャル・ペーパー（短期社債）にて調達しております。また、余資は預金にて運用しております。

受取手形及び売掛金、並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程に沿って、リスク低減を図っております。また、外貨建営業債権に係る為替変動リスクに対しては、先物為替予約取引を一部行っております。投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期毎に時価の把握を行っております。

支払手形及び買掛金、並びに電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、外貨建営業債務に係る為替変動リスクに対しては、先物為替予約取引を一部行っております。

一部の長期借入金の金利変動リスクに対しては、金利スワップ取引により支払利息を固定化し、一部の外貨建長期借入金の為替変動リスクに対しては、金利通貨スワップ取引により元利金を固定化しております。

なお、デリバティブ取引の実行は実需の範囲内で社内規程に従い決定し、経営戦略室にて取引を行い、経理管理部が管理して、四半期毎に社長及び各本部長等に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	21,383	21,383	－
(2) 受取手形及び売掛金	50,078	50,078	－
(3) 電子記録債権	6,427	6,427	－
(4) 投資有価証券			
① 関連会社株式	47,204	52,973	5,768
② その他有価証券	13,714	13,714	－
資産計	138,808	144,577	5,768
(5) 支払手形及び買掛金	19,360	19,360	－
(6) 電子記録債務	6,317	6,317	－
(7) 短期借入金及びコマー シャル・ペーパー	17,188	17,188	－
(8) 社債	30,000	29,953	△47
(9) 長期借入金 (*1)	57,610	57,589	△21
負債計	130,477	130,409	△68
デリバティブ取引 (*2)	28	28	－

- (* 1) 長期借入金のうち、1年以内に返済予定のものについては、連結貸借対照表上、「短期借入金」として表示しております。
- (* 2) デリバティブ取引は、債権・債務を純額で表示しており、負債となる項目について () で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

満期のない預金及び満期日が1年以内の定期預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金、並びに (3) 電子記録債権

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務、並びに (7) 短期借入金及びコマーシャル・ペーパー

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8) 社債

当社が発行した社債は市場価格があるため、決算日における市場価格に基づいております。

(9) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。金利スワップの特例処理及び金利通貨スワップの一体処理の対象とされているものは、当該金利スワップ及び金利通貨スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

これらの時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。また、金利通貨スワップの一体処理（特例処理・振当処理）によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。（上記(9)参照）

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額9,447百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

Ⅶ. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 1,073円08銭

2. 1株当たり当期純利益金額 43円45銭

(注) 算定上の基礎

(1) 1株当たり純資産額

連結貸借対照表の純資産の部の合計額	180,861百万円
普通株式に係る純資産額	180,183百万円
普通株式の発行済株式数	188,053千株
普通株式の自己株式数	20,140千株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	167,912千株

(2) 1株当たり当期純利益金額

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益	8,072百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	8,072百万円
普通株式の期中平均株式数	185,800千株

Ⅷ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

IX. その他の注記

1. 減損損失

当社グループは、以下の資産について減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	金額 (百万円)
白板紙生産設備	中国広東省	機械装置及び運搬具他	6,308
植林事業用資産	カナダアルバータ州	使用権資産	72
紙加工生産設備	埼玉県所沢市	機械装置及び運搬具	1
遊休資産	和歌山県新宮市他	土地他	0
合計	—	—	6,382

(資産をグループ化した方法)

当社グループは、主に事業用資産については、事業所別かつ相互補完性のある製品群別にグループ핑グし、賃貸不動産及び将来の使用が見込まれていない遊休資産については、個別の資産グループとして取扱っております。

(減損損失を認識するに至った経緯)

紙パルプ事業の白板紙生産設備においては、中国の米中貿易摩擦を背景とした事業環境の悪化に伴い、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

紙パルプ事業の植林事業用資産においては、植林資産を公正価値で評価し帳簿価額を零として評価したことに伴い、関連する使用権資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

これらの回収可能価額はIFRSに基づく公正価値により算定しております。白板紙生産設備の回収可能価額は正味売却価額とし、第三者の評価機関により算定されています。

パッケージング・紙加工事業においては、需要回復が見込めず体制維持が困難であることから対象となる事業の撤退を取締役会で決定し、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

また、遊休資産については、将来の使用が見込まれていないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

これらの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、合理的な見積りに基づき評価しております。また、売却や他の転用が困難な資産については零としております。

2. 有形固定資産の圧縮記帳

国庫補助金等の受入により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は次のとおりであります。

建物及び構築物	511百万円
機械装置及び運搬具	5,155百万円
工具、器具及び備品	1百万円

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金
2019年4月1日残高	42,020	45,435	7
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の処分			△0
自己株式の取得			
自己株式の消却			△6
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			
事業年度中の変動額合計	－	－	△7
2020年3月31日残高	42,020	45,435	－

	株主資本			
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		
2019年4月1日残高	2,260	44,233	△9,731	124,226
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△2,274		△2,274
当期純利益		2,732		2,732
自己株式の処分			56	56
自己株式の取得			△10,097	△10,097
自己株式の消却		△10,275	10,281	－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計	－	△9,817	241	△9,583
2020年3月31日残高	2,260	34,416	△9,490	114,643

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
2019年4月1日残高	5,510	—	5,510	104	129,841
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△2,274
当期純利益					2,732
自己株式の処分					56
自己株式の取得					△10,097
自己株式の消却					—
株主資本以外の項目の事業年 度中の変動額（純額）	△5,242	14	△5,227	△23	△5,250
事業年度中の変動額合計	△5,242	14	△5,227	△23	△14,833
2020年3月31日残高	268	14	283	81	115,008

(その他利益剰余金の内訳)

	特別償却 積立金	固定資産 圧縮積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	合計
2019年4月1日残高	147	1,748	35,547	6,791	44,233
事業年度中の変動額					
剰余金の配当				△2,274	△2,274
当期純利益				2,732	2,732
特別償却積立金の取崩	△46			46	—
固定資産圧縮積立金の取崩		△35		35	—
自己株式の消却				△10,275	△10,275
事業年度中の変動額合計	△46	△35	—	△9,735	△9,817
2020年3月31日残高	100	1,712	35,547	△2,944	34,416

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- ① 商品及び製品、原材料及び貯蔵品 ……………月別総平均法
（但し、木材を除く）
- ② 仕掛品 ……………先入先出法
- ③ 木材 ……………個別法

(2) 有価証券

- ① 子会社株式及び関連会社株式 …………… 移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

- (3) デリバティブ取引…………… 時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物、機械及び装置

- (a) 2007年3月31日以前に取得したもの……………旧定額法
- (b) 2007年4月1日以降に取得したもの……………定額法

構築物

- (a) 2007年3月31日以前に取得したもの……………旧定率法
- (b) 2007年4月1日以降2012年3月31日までに取得したもの……………定率法（250%定率法）
- (c) 2012年4月1日以降2016年3月31日までに取得したもの……………定率法（200%定率法）
- (d) 2016年4月1日以降に取得したもの……………定額法

その他の有形固定資産

- (a) 2007年3月31日以前に取得したもの……………旧定率法
- (b) 2007年4月1日以降2012年3月31日までに取得したもの……………定率法（250%定率法）
- (c) 2012年4月1日以降に取得したもの……………定率法（200%定率法）

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与支給に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当事業年度に見合う分を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。

(5) 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によるPCB廃棄物の処理支出等、環境対策に係る費用に備えるため、処理見積額を計上しております。

(6) 災害損失引当金

災害により被災した資産の復旧等に要する支出に備えるため、その発生見込額を計上しております。

(7) 事業構造改善引当金

事業構造改善のための生産体制見直しの実施に伴い発生する費用及び損失に備えるため、その発生見込額を計上しております。

(8) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に伴う損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、債務超過額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) ヘッジ会計の方法
 - (a) ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジによっております。
ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。また、一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たす金利通貨スワップについては、一体処理を採用しております。
 - (b) ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ・ヘッジ手段
デリバティブ取引（為替予約取引、金利スワップ取引及び金利通貨スワップ取引）
 - ・ヘッジ対象
相場変動等による損失の可能性がある輸入取引、資金調達に伴う金利取引及び金利通貨取引
 - (c) ヘッジ方針
当社の行うデリバティブ取引は、原則実需の範囲内で支払額を確定すること及び金利変動による損失可能性を減殺することを目的としております。
 - (d) ヘッジの有効性評価の方法
ヘッジ対象とヘッジ手段の変動率が概ね80%から125%の範囲にあることを検証しております。
ただし、ヘッジ手段の内容とヘッジ対象の重要な内容が同一である場合には、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動をヘッジ手段が完全に相殺するものと考えられるため、有効性の判定を省略しております。
- (2) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (3) 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 383,770百万円

2. 保証債務

下記の会社に対して、借入金及び仕入債務の債務保証を行っております。

被保証者	保証金額
江門星輝造紙有限公司	1,517百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権	30,270百万円
関係会社に対する長期金銭債権	20,747百万円
関係会社に対する短期金銭債務	15,112百万円
関係会社に対する長期金銭債務	104百万円

III. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

関係会社に対する売上高	57,693百万円
関係会社よりの仕入高	23,714百万円
関係会社よりの役務受入高	24,115百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	10,115百万円

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	19,691	21,212	21,326	19,577

(変動事由の概要)

増加の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りにより1千株、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により21,210千株それぞれ増加しております。

減少の内訳は、次のとおりであります。

株式報酬型ストック・オプション行使への充当により116千株、単元未満株式の処分により0千株、当社自己保有株式を消却したことにより21,210千株それぞれ減少しております。

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	116百万円
賞与引当金	387百万円
退職給付引当金	375百万円
有価証券評価損	3,983百万円
固定資産償却超過等	558百万円
事業構造改善引当金	60百万円
土地評価差額	541百万円
退職給付信託受取配当金等	317百万円
退職給付費用	2,321百万円
減損損失	180百万円
資産除去債務	426百万円
関係会社事業損失引当金	374百万円
繰越欠損金	425百万円
貸倒引当金	2,141百万円
タックスハイブン課税	5,289百万円
その他	680百万円
繰延税金資産小計	18,181百万円
評価性引当額	△13,617百万円
繰延税金資産合計	4,564百万円

繰延税金負債

特別償却準備金	△44百万円
固定資産圧縮積立金	△813百万円
その他有価証券評価差額金	△144百万円
退職給付信託設定益	△1,763百万円
土地評価差額	△1,896百万円
その他	△484百万円
繰延税金負債合計	△5,145百万円
繰延税金資産の純額	△581百万円

VI. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 法人主要株主等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主	三菱商事(株)	東京都千代田区	204,447	総合商社	(被所有)直接4.0	—	—	自己株式の取得	9,358	—	—

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

自己株式の取得については、2020年2月21日の取締役会決議に基づき、自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)を利用し、2020年2月25日の終値476円で取引を行っております。なお、当該取引の結果、三菱商事(株)が当社の主要株主から外れ、関連当事者に該当しなくなりました。

(2) 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	北越紙販売(株)	東京都千代田区	1,300	卸売業	直接100.0	兼任3人	当社製品の販売を行う代理店	紙等の販売	54,952	売掛金	21,900
								資金の預り	16,800	預り金	3,350
								支払利息	19	未払費用	—
子会社	星輝投資控股有限公司	中国香港	百万米ドル102	中国紙製造販売会社の管理	直接93.5	兼任2人	資金の貸付	資金の貸付	10,627	長期貸付金	15,345
								貸付金利息	346	流動資産その他	91
子会社	江門星輝造紙有限公司	中国広東省	百万米ドル192	紙製造販売	間接100.0	兼任2人	借入金・仕入債務の債務保証	債務保証	1,517	—	—
								保証料の受取	3	流動資産その他	0
子会社	MC北越エネルギーサービス(株)	新潟県新潟市東区	100	電熱受託製造業	直接50.5	兼任2人	当社へ電力・蒸気を供給	資金の貸付	—	長期貸付金	3,120
								貸付金利息	20	流動資産その他	—
子会社	北越パッケージ(株)	東京都中央区	481	紙加工業	直接100.0	—	当社製品の購入	資金の貸付	62,700	短期貸付金	4,600
								貸付金利息	38	流動資産その他	—
子会社	(株)北越エンジニアリング	新潟県新潟市東区	150	建設業、機械製造・販売・営繕	直接100.0	—	当社工場の設備工事、保守修繕工事請負	資金の預り	5,550	預り金	3,150
								支払利息	17	未払費用	—

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

北越紙販売(株)に対する紙等の販売については、市場価格等を参考にしてその都度交渉の上、決定しております。

江門星輝造紙有限公司に対する債務保証については、銀行からの借入金等に対して債務保証を行っており、保証料については、市場実勢等を勘案して、決定しております。

星輝投資控股有限公司、MC北越エネルギーサービス(株)、北越パッケージ(株)に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

北越紙販売(株)及び(株)北越エンジニアリングからの資金の預りに対する利息については、市場金利を勘案して決定しております。

Ⅶ. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	682円16銭
2. 1株当たり当期純利益金額	14円67銭

(注) 算定上の基礎

(1) 1株当たり純資産額

貸借対照表の純資産の部の合計額	115,008百万円
普通株式に係る純資産額	114,926百万円
普通株式の発行済株式数	188,053千株
普通株式の自己株式数	19,577千株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	168,475千株

(2) 1株当たり当期純利益金額

損益計算書上の当期純利益	2,732百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円
普通株式に係る当期純利益	2,732百万円
普通株式の期中平均株式数	186,334千株

Ⅷ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

IX. その他の注記

有形固定資産の圧縮記帳

国庫補助金等の受入により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は次のとおりであります。

建物	9百万円
機械及び装置	3,286百万円
工具、器具及び備品	1百万円